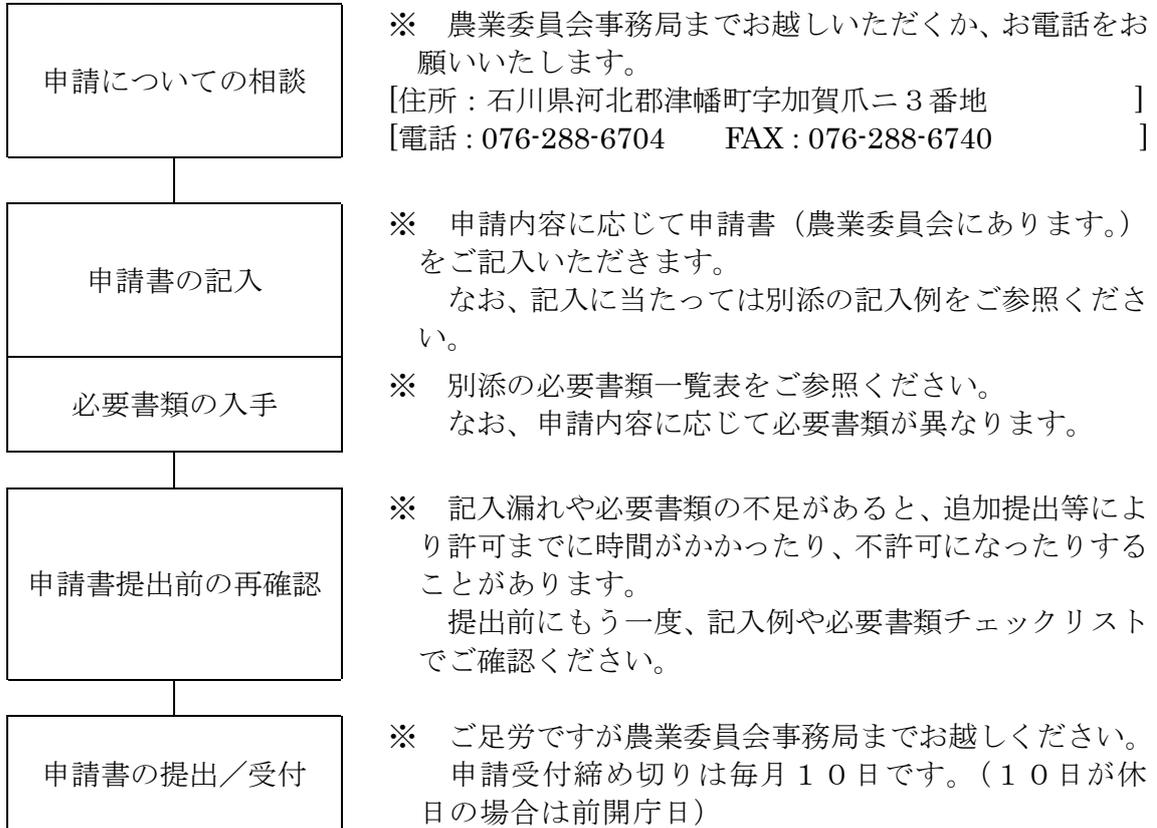


## ○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 津幡町農業委員会では、申請書から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

### 申請者の方の流れ



### 農業委員会等の流れ

